

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

◇ 告 示 目 次

- ◇ 告示 保険医療機関等の指定
保険薬剤師の登録
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 被爆者一般疾病医療機関の辞退
- 種畜証明書の交付
- 土地改良区の設立認可の適否の決定
- 新たに行おうとする土地改良事業の認可
- 都市計画の変更に係る案の縦覧(五件)
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集
- ◇ 地労告示 地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱及び解任
- ◇ 正 誤 昭和五十二年六月二十四日付鳥取県公報第四千八百六十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年七月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
早 瀬 医 院	鳥取市川端五丁目一〇六	昭和五十二年六月十五日
大石小児科	倉吉市西仲町二六四七	昭和五十二年六月三十日
若桜柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜 二九六一	昭和五十二年六月二十二日
中村歯科医院	米子市加茂町二丁目八	昭和五十二年六月二十三日
田 中 薬 局	東伯郡東郷町中興寺 四〇五の二	昭和五十二年六月十五日
巨 島 医 院	岩美郡岩美町浦富 一四三六の一	昭和五十二年五月二十九日
熊野歯科医院	倉吉市西町二六八二	昭和五十二年七月一日

川西齒科医院	倉吉市昭和町一七八―一	〃
高整形外科医院	鳥取市吉成七九―三八	昭和五十二年六月二十九日
田中齒科医院	鳥取市吉方温泉町二丁目 六四一	昭和五十二年七月一日

鳥取県告示第五百十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に
 基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険
 薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十
 二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十二年七月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
櫃 田 眞理子	鳥薬第三五三号	昭和五十二年六月十四日

鳥取県告示五百十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)
 第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとお
 り指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三
 十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規
 定により告示する。

昭和五十二年七月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十二年六月十日	有限会社 藤田薬局	岩美郡岩美町浦富 一〇三〇―一八
昭和五十二年五月三十一日	徳岡外科医院	倉吉市八屋一七七一―三
昭和五十二年六月一日	中本内科医院	東伯郡東伯町大字八橋 一七四〇
昭和五十二年六月一日	福井医 院	東伯郡東伯町大字勤 一六〇の二
昭和五十二年六月二日	川 本 医 院	東伯郡東伯町大字保 五の二

鳥取県告示第五百十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)
 第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関
 の辞退があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭
 和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十六条
 第二項の規定により告示する。

昭和五十二年七月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十二年六月一日	川 本 医 院	東伯郡東伯町大字保五の二

鳥取県告示第五百十三号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通

報があつたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年七月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種畜証明書番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	父 血	統 母	級 別	飼養者の住所又は所在地及び氏名又は名称
昭和五二鳥取県第一号	裕 星	黒毛和種	四二・八・二	日野郡日南町	裕 豊	あ お ば	一級	鳥取市国安 鳥取県種畜場 鳥取分場
第二号	北 気 高	"	四五・七・二七	八頭郡智頭町	気 高	第六十きたお	"	"
第三号	東 高	"	四六・二・七	八頭郡八束町	"	す み	"	"
第四号	城 桜 14	"	四九・一・三〇	東伯郡赤碕町	但 馬	ふさよしはな10	二級	"
第五号	ローザフ テキサルパイン	ホルスタ イン種	四三・一・二三	"	ローザフサイ テイーシ オン アール	ロナベリー テキサルデー ジー	"	"
第六号	パインラグアツ ブルテキサル	"	四五・九・二七	"	ボンドハイブ ンラグ アツブル シユール ブリー ム	"	"	"
第七号	パインラグアツ ブルパークリス クロス	"	四六・一・二六	"	ボンドハイブ ンラグ アツブル クルセ ダー	オー克蘭 ド マダムジ ョイ	"	"
第八号	カードア シンボルパイン	"	四八・一・二〇	"	ホワイトバー チ シンボル	ホワイトバー チ カードア ファイ バー	"	"
第九号	岸 加 津	黒毛和種	五一・二・一三	鳥取市下味野	北 気 高	きしかず	級外	八頭郡智頭町 谷口喜代治
第十号	智 村 近	"	五一・二・三	八頭郡智頭町	"	第七むらちか	"	八頭郡智頭町 国本 俊雄

(第三種郵便物認可)

昭和52年7月5日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第4863号 4

第 一 号	第 二 号	第 三 号	第 四 号	第 五 号	第 六 号	第 七 号	第 八 号	第 九 号	第 二 〇 号	岩 年	春 栄	沢 中 田	小 原	第 一 四 号
井 上 4	郡 吉	山 恭	鳥 氣 高	彗 星	第2 因幡菊	山 好	第2 神修	山 国	岩 年	春 栄	沢 中 田	小 原	雅	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
五・二・二	五・一・五	五〇・二・七	五〇・九・二五	五〇・八・二〇	五〇・八・一〇	五〇・八・一	四九・二・三一	五・一・六	五〇・一・一	五・一・八	五・一・三・一五	五・一・一・二	五〇・二・一五	
八頭郡家町	"	八頭郡用瀬町	鳥取市馬場	岩美郡岩美町	八頭郡智頭町	八頭郡河原町	岩美郡岩美町	気高郡鹿野町	岩美郡岩美町	日野郡日野町	東伯郡関金町	倉吉市鴨河内	西伯郡会見町	
気	北	東	北	東	北	"	気	野	北	森	伯	"	南	
高	高	高	高	高	高	"	高	雪	高	高	豊	高	高	
いのうえ1	おかがき	やまやす	さつきばれ	さつき	もといち	やまよし	のぐち	たかひと	みのる	みよし4	さわしげみち	ますおすなはら	第六たかひめ	
"	"	一級	級外	"	"	"	"	"	"	"	"	一級	"	
八頭郡若桜町 津村嘉一	八頭郡家町 吉本進	八頭郡智頭町 谷口四郎	鳥取市国安 浅田憲之	八頭郡般岡町 上田太郎	"	八頭郡智頭町 国岡秀夫	気高郡気高町 山田辰美	八頭郡用瀬町 福本正一	岩美郡岩美町 小谷年秋	倉吉市上古川 穴戸忠博	倉吉市東町 松原義春	倉吉市上古川 穴戸忠博	倉吉市上古川 穴戸忠博	

第三八号	第三七号	第三六号	第三五号	第三四号	第三三号	第三二号	第三一号	第三〇号	第二九号	第二八号	第二七号	第二六号	第二五号
豊田	富士寿恵6	福光	野雪六	春霜	伯豊	気高富士	裕徳	金高	第2花山	上山	第6富士	資岩	忠晴
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四五・一二・二五	四四・五・一	四三・八・一六	四一・一二・二六	三九・四・六	四六・七・二〇	四七・一一・二六	四七・一二・一〇	四八・二・二五	四八・八・五	五〇・一〇・一六	五〇・一〇・一七	五〇・一〇・二三	五〇・一二・七
広島県 神石郡神石町	岡山県 真庭郡湯原町	西伯郡岸本町	東伯郡赤碓町	日野郡溝口町	日野郡日南町	八頭郡家町	八頭郡智頭町	八頭郡八東町	東伯郡東伯町	倉吉市中原	八頭郡船岡町	岩美郡岩美町	西伯郡大山町
第十一桑垣内	新愛	第六吉花	野村十一	第三十三東豊	裕豊	福気高	裕豊	北気高	花郷	伯豊	"	気高	第五大山
第七かきざこ	ふじすえ	ひさばやし	あさゆき	かわまつ	すぎ一	よしひさ	ふみこ	しげこ	はつかど二	まつを	ふじ1	さかえ	ただひめ
二級	"	"	"	"	一級	"	"	"	二級	"	"	級外	"
"	"	"	"	東伯郡赤碓町 農林省鳥取種 畜牧場	倉吉市北野 増井節雄	倉吉市福本 松島和昭	倉吉市別所 松井光雄	東伯郡関金町 小林鉄治	東伯郡東伯町 斉尾利昭	倉吉市三明寺 山口収	"	倉吉市上古川 穴戸忠博	倉吉市今在家 藤井一明

第五〇号	第五〇号	第四九号	第四八号	第四七号	第四六号	第四五号	第四四号	第四三号	第四二号	第四一号	第四〇号	第三九号
栄高	南高	パイんチャージャレディ	パイんチャージャーマン	パイんチャージャークルセダー	ロイブルックチャージャ	ロイマンデールロイヤルプリンス	ダイアモンドジュエリアンホープレエミント	ボンドヘイブンラグアツプルシユニアプリム	雲澄 14	豊徳 14	城芳 14	但馬
"	黒毛和種	"	"	"	"	"	"	ホルスタイン種	"	"	"	"
四六・三・一	四四・三・一四	五〇・九・二四	五〇・七・二〇	四八・六・九	四七・九・二六	四四・九・一九	四三・四・二四	四一・三・一六	四九・二二・九	四九・一一・三〇	四九・一〇・二二	四七・二・三
米子市美吉	岩美郡岩美町	"	"	東伯郡赤碕町	カナダ	カナダ	アメリカ	カナダ	"	"	東伯郡赤碕町	兵庫豊岡市伏
"	気高	ロイブルックチャージャ	ロイブルックチャージャ	ロイマンデールロイヤルプリンス	ロイブルックスタイルライト	ソニマローヤルプリンス	オスボンデールアイバンホー	ソニリテキサルシユニアプリム	野雪六	豊田	但馬	城麻
かじはな	第四うのこへい	ロツクウエイロイマンデールレディ	ロイブルックチャージャ	ロイマンデールロイヤルプリンス	ロイブルッククリーン	ロイマンデールマキシム	ラベールカスターステイアポーター	ボンドヘイブンセンチュリアンエスパーク	あさとみ 12	やまなか	むらしも 12	あいこ
特級	一級	"	級外	"	"	二級	"	"	"	"	一級	"
西伯郡岸本町加川 濠	西伯郡西伯町西伯町農業協同組合	"	"	"	"	"	"	東伯郡赤碕町鳥取県種畜場	"	"	"	"

第六五号	第六四号	第六三号	第六二号	第六一号	第六〇号	第五九号	第五八号	第五七号	第五六号	第五五号	第五四号	第五三号	第五二号
岩高	貞栄	第6若葉	大山	第8米の11	裕高	安達	秀栄	気高百合	安山	第2光	西気高	第五大山	幹山
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
五一・四・五	五一・二・八	五〇・一二・二八	五〇・一一・二三	五〇・八・五	五〇・七・一三	五〇・七・三	四九・一一・二五	四九・一〇・一二	四九・六・一二	四九・一・二〇	四九・一・一五	四七・三・一	四六・七・二一
"	西伯郡岸本町	西伯郡西伯町	西伯郡岸本町	西伯郡西伯町	米子市青木	西伯郡大山町	"	西伯郡岸本町	西伯郡会見町	米子市日下	西伯郡岸本町	米子市美吉	西伯郡西伯町
"	栄	第三船吉	"	栄	裕	第5大山	栄	気	南	栄	"	気	南
"	高			高	豊		高	高	高	高		高	高
みねさかえ	さだひめ	第3わかば	てるつはぎ	第八さかえ	かねなり	あかね	さだひめ	ゆりひめ	こうりゆう	はないさみ	たかしま	かじはな	あきぎく
級外	一級	"	"	"	"	級外	一級	"	"	"	二級	一級	二級
西伯郡淀江町 渡辺光雄	西伯郡岸本町 加川実	西伯郡西伯町 安部貞紀	境港市外江町 藏内輝栄	西伯郡西伯町 宮倉克己	西伯郡西伯町 恩田官一	西伯郡西伯町 安部貞紀	西伯郡淀江町 淀江町農業協 同組合	西伯郡西伯町 西伯町農業協 同組合	西伯郡西伯町 安部貞紀	西伯郡大山町 野口正博	西伯郡西伯町 安部貞紀	西伯郡大山町 船原典	米子市別所 横山頼介

第六六号	大杉 9	51・4・15	日野郡溝口町	豊 殿	第一つばき	級外	米子市西三柳 田崎晴二
第六七号	昇 福	51・5・22	西伯郡岸本町	栄 高	ひさばやし	"	西伯郡江町 渡辺光雄
第六八号	アルノギルビア 190	46・4・12	オランダ	アルノ	ギルビア	特級	米子市西三柳 鳥取県中家 畜試験場
第六九号	3208 タババーリアネ ロナポール 3~6	48・6・2	米子市西三柳	タババーリアネ 4918	ロナポール 76445	一級	"
第七〇号	4234 ベアランダー ダークアジ 5~7	49・7・5	"	2015 ミンクベアランダー ビッカー 8~2	アジダーク 94594	"	"
第七一号	5397 デニールオン クララアルノ 3~9	50・9・2	"	デニールオン サカモト 1~4	3303 クララリアネアルノ 1~8	"	"
第七二号	4177 セフエンシンザ ー 4~8	49・8・25	"	33 セフエンジ ム シーザー 3	2020 イエルマアネル ント マーシヤル 2~2	二級	"
第七三号	ビユーテフル カテリナマルト 5~2	50・7・22	千葉県	ビユーテフル デンター マナー マルト 4~1	カテリナ マーシヤル マルト	"	"
第七四号	ハーラストンフ エン チャンピオン マルト 2~3	50・7・29	"	ハーラストン フエン マーシヤ ルマルト 5~1	シンプリン グキング チャンピオン マルト 2~2	"	"
第七五号	244 インペラ インベスト ール 8~8	47・8・12	米子市西三柳	インペラ	シービー アイ 27~11	"	"
第七六号	グラバー 44~3	48・3・9	アメリカ	グラブラー	ビビアン 34~8	"	"
第七七号	5185 タババーリア ネ ミンクベア ランダー 5~4	50・4・23	米子市西三柳	3208 タババーリア ネ ロナポール 3~6	2021 ミンクベア ランダー ビツカー 8~2	一級	"
第七八号	シエニク アーアレル クアンダ シン 1~3	50・12・4	西伯郡淀江町	カレルフ アリアブラ ム ホリコシ 3~4	ジエニク アーア ランダー サクセス ボーラ シン 4~3	"	"

第九〇号	第八九号	第八八号	第八七号	第八六号	第八五号	第八四号	第八三号	第八二号	第八一号	第八〇号	第七九号
第8裕豊	森 氣 高	太 洋	豊 光	新 高	6098 ラステール チャーネクライブ 3~5	ジコラテラール ジエンニツブン 4~4	3207 クライブインペラ アミー 3~8	ハイラストン チャンピオン ボーイマルト 11~1	4138 カリナクルレルツド パインズ 8~7	ジエンナクララ カレルシン 3~1	ジエンナドーナ アベリオン ジヨツブシン 5~2
"	"	"	"	黒毛和種	"	"	ハンブシ ヤー種	"	大ヨーク シヤー種	"	"
四九・五・二	四八・一二・二	四八・一・二	五一・五・一五	四八・一・二五	五一・五・二四	五〇・九・二五	四八・八・二三	五〇・九・一	四九・七・一六	五〇・一二・二三	五〇・一二・八
西伯郡岸本町	岩美郡岩美町	西伯郡西伯町	日野郡日南町	西伯郡西伯町	米子市両三柳	愛知県西加茂郡	米子市両三柳	千葉県茂原市	米子市両三柳	"	"
裕 豊	氣 高	南 高	第8裕豊	氣 高	ラステール 26~2	コラテラール	クニクライブ プリンセス 69 4023	マナチャンピオン ボーイマルト 2~1	1209 カリナグロブ エバクル 2~12	アレルフアーリア グラムホリコ シン 3~4	アベリオン ジロブア オロロ ワタナベ 4
ま え た	か つ	いなづま	す ぎ 一	第2やよい	4005 チャーネク ライブ 2~1	ジエンプトンニツブン 4~1	92 トラベルアミー インペラ 6~7	ブラツケンハーラストン チャンピオン マルト 5~3	102 レツドパインズ アネルンド 4	ジエンナドーナ クララピツカー シン 1~5	ジエンナドーナ カスター 715
"	二級	二級	級外	二級	一級	"	"	"	二級	一級	二級
"	日野郡日野町 大下勅雄	日野郡日野町 松本勝美	"	日野郡日南町 山崎明一	"	"	"	"	"	"	"

第九一〇号	錦 豊	"	五〇・八・二	"	"	級外	"
第九一〇号	高 茂	"	四九・七・二	八頭郡智頭町	北 気 高	一級	日野郡江府町 長尾 寛安
第九三〇号	裕 広	"	四九・五・一四	日野郡溝口町	裕 吉	二級	日野郡江府町 川上 清
第九四〇号	宝 稔	"	五〇・九・一〇	日野郡江府町	"	級外	日野郡溝口町 相見 秋常
第九五〇号	芳 幸	"	五一・四・五	日野郡溝口町	森 気 高	"	日野郡溝口町 西村 芳夫

鳥取県告示第五百十四号

昭和五十二年六月二十八日付けで西伯郡名和町大字豊成九九二番地近藤宗統ほか十五人の者から申請のあつた光徳土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十二年七月六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十五号

東鴨土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（東鴨地区区画整理）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十二年六月二十九日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十二年七月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和五十二年七月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園

第三・三・一号湖山公園

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

鳥取市湖山町北六丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所

四 縦覧期間

昭和五十二年七月五日から昭和五十二年七月十九日まで

鳥取県告示第五百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において

準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和五十二年七月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路

三・三・一号車尾中央線

三・五・五号道笑町目久美町線(変更後三・四・二十号車尾目久美町線)

町線)

三・三・二号米子中央線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・三・一号車尾中央線

削除する部分

米子市車尾字新地山下、字河原毛田、字砂際、字縄道及び字小深

田

2 三・五・五号道笑町目久美町線

追加する部分

米子市車尾字堀端、字東宮ノ前、字前河原、字倉敷東、字前田走

り上、字前田、字牛房田、字柳堀、字高黒、字スゲサ、字野正、

字野正西及び字油免、観音寺字岩崎、字五反田及び字岩崎ノ二、

長砂町並びに陽田町

変更する部分

米子市道笑町四丁目

3 三・三・二号米子中央線

変更する部分

米子市道笑町四丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所

四 縦覧期間

昭和五十二年七月五日から昭和五十二年七月十九日まで

鳥取県告示第五百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和五十二年七月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路

三・四・十号皆生温泉環状線

二 都市計画を変更する土地の区域

三・四・十号皆生温泉環状線

変更する部分

米子市皆生字村新田、字高嶋屋新田、字ウドロ沖及び字沖雁座

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所

四 縦覧期間

昭和五十二年七月五日から昭和五十二年七月十九日まで

鳥取県告示第五百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和五十二年七月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園

第六・五・一号東山公園

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

米子市東山町、陽田町、長砂町及び観音寺字岩崎ノ二

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所

四 縦覧期間

昭和五十二年七月五日から昭和五十二年七月十九日まで

鳥取県告示第五百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和五十二年七月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画土地区画整理事業

皆生新田土地区画整理事業

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

米子市皆生字池口、字沖池口、字池口沖、字ウドロ、字西雁座、字

東雁座、字沖河端、字上野浪新田、字中野浪新田、字下野浪新田、

字灘端野浪新田、字小バイ、字灘端東新田及び字西灘端野浪新田

変更する部分

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所

四 縦覧期間

昭和五十二年七月五日から昭和五十二年七月十九日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

昭和五十二年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十二年七月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和五十二年七月五日（火） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁第四応接室

三 議題 参議院議員通常選挙について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十二年七月五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和五十二年七月十三日 午前十一時十五分
 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
 三 議題

- (1) 市町村教育委員会教育長の承認について
- (2) その他

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第二号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和五十二年六月二十三日委嘱し、及び解任したので、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月五日

鳥取県地方労働委員会会長 下田 三子夫

一 委嘱

氏名	杉川勝規 大二、一三〇	生年月日	倉吉市上井 三一五	住所	鳥取県地方労働委員会事務局長	職業	電話番号	経歴及び 閱歴
					事務局 （倉吉）六〇七五番 自宅 （倉吉）〇六二四〇	鳥取県鳥取 都市開発事 務所次長		

二 解任

由 沢 操

正 誤

昭和五十二年六月二十四日付鳥取県公報第四千八百六十号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
八	下	五から六	一二に 日関係	一二日 に關係
十	上	終わりから一	二十一日	二十四日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】